

# 角田医療器株式会社 特定福祉用具販売及び 特定介護予防福祉用具販売運営規程

( 事業の目的 )

## 第1条

角田医療器株式会社が開設する(以下「事業所」という。)が行う 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業の目的は、次のとおりとする。

1. 特定福祉用具販売 利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ること。
2. 特定介護予防福祉用具販売 利用者の生活機能の維持、改善を図るとともに、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。

( 運営の方針 )

## 第2条

特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行うものとする。

1. 特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
2. 事業者は、自らその提供する特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

( 事業所の名称等 )

## 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 角田医療器株式会社
2. 所在地 〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡5891-11

( 職員の職種、員数及び職務の内容 )

## 第4条

事業所の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 専門相談員 2名以上  
専門相談員は、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たる。
3. 事務職員 1名  
事務職員は、必要な事務を行う。

( 営業日及び営業時間 )

## 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画又は介護予防サー

ビス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで及び12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 月～金曜日 9時00分から18時00分までとする。  
土曜日 9時00分から12時30分までとする。

( 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法 )

#### 第6条

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次に掲げる方法によるものとする。

1. 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
2. 販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
3. 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
4. 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

( 取り扱う種目 )

#### 第7条

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具の部分
6. 排泄予測感知機器
7. \* 固定用スロープ
8. \* 歩行器（歩行車は除く）
9. \* 単点杖（松葉杖を除く）
10. \* 多点杖  
\*）固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉杖は除く）、多点杖については、選択することで福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与により貸与可能。

( 販売費用その他費用の額 )

第8条

1. 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は別に作成された料金表(カタログ)のとおりとする。
2. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
3. 通常の事業の実施地域外の地域で行う販売費用の額は、通常の事業の実施地域と同じとする。
4. 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費。
5. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

( 通常の事業の実施地域 )

第9条 通常の事業の実施地域は、井原市、笠岡市(島しょ部は白石島、北木島、高島のみとする)、倉敷市、福山市、浅口市、矢掛町、里庄町とする。

( 虐待の防止 )

第10条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針の整備。
3. 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村、地域包括支援センターに通報するものとする。

( その他運営に関する重要事項 )

第11条

事業所は、事業所の職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

1. 採用時研修を入社6ヶ月以内に行う。
2. 継続研修を年1回実施する。
3. 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
5. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家

族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

#### 附 則

この規程は、平成25年10月31日から施行する。

平成27年 9月 1日一部変更

平成29年10月 1日一部変更

令和 2年 9月 1日一部変更

令和 4年11月 1日一部変更

令和 6年 3月27日一部変更

令和 6年12月27日一部変更